

「(仮称) 稲庭風力発電事業」環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域内には、岩手県自然環境保全指針による保全区分がAランクに位置付けられる地区が含まれ、また、周辺には鳥獣保護区が存在する等、事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家の意見を聴きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
- (3) 工事の実施に当たっては、残土の発生量を最小限とするなど、環境に配慮するとともに、特に事業実施区域内に存在する「奥羽山脈緑の回廊」は、森林生態系の保全を図るために、森林の連続性の維持、保全が求められている区域であることから、風力発電機の設置だけでなく、取付道路等の付帯設備の設置のための改変についても極力回避又は低減し、国有林、民有林を問わず、その機能が損なわれることのないよう配慮すること。
- (4) 当該事業実施区域内及びその周辺では、環境影響評価手続を実施中の複数の他事業者による風力発電事業が計画されていることから、他事業者との調整に努め、風力発電設備の位置・規模又は配置・構造等についての検討を更に進め、実現可能な事業計画を準備書に示すこと。
- (5) 将来的に、稼働中又は計画中の他の事業との累積的な環境影響が懸念されることから、他事業者との調整に努め、累積的な環境影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (6) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業実施区域周辺には、稲庭岳キャンプ場や住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、工事の実施及び風力発電施設の稼働に伴う騒音等に係る影響が懸念されることから、調査地点について検討し、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水環境

事業実施区域周辺に水道水源が存在することから、水道水源への影響について調査、予測及び評価を実施すること。

また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。

(3) 動物及び植物

① 鳥類については、専門家の意見を聴きながら十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

② コウモリ類については、専門家の意見を聴きながらより効果的な調査方法について検討し、十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

③ 植物については、専門家の意見を聴きながら十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。

(4) 景観

事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、事業の実施に伴う景観に係る影響が懸念されることから、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(5) その他

① 緑の回廊内での事業実施に係る関係機関との協議等、事業の実施に当たり必要となる各種許認可手続き等については、関係機関と速やかに協議を進めること。

② 事業の実施に当たっては、事業内容について、地元住民等へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。

(仮称) 稲庭風力発電事業環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの意見

- 1 対象事業実施区域は、他事業者が計画する風力発電事業の対象事業実施区域及び事業実施想定区域と一部が重複しており、累積的な環境影響が懸念されることから、他事業者と情報を共有し、調整を図るとともに、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目については、他事業者が計画する事業と本事業との累積的な環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果、重大な影響が認められる場合には、本事業の位置、規模及び風力発電設備の配置等を含めて、事業計画を再検討すること。
- 2 対象事業実施区域には、馬淵川ふるさとの森と川と海保全地域の森林及び水源の涵養を目的とした保安林が含まれており、事業の実施に伴い、これらの森林における自然環境及び森林の機能に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体化に当たっては、これらの森林を回避することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 建設機械の稼働に係る大気質（窒素酸化物、粉じん等）、騒音及び振動に係る環境影響の予測対象時期は、対象事業実施区域が広範囲であることから、工事工程や工事区間等の具体的な工事計画を勘案し、予測地点における環境影響が最大となる時期を設定すること。
- 4 建設機械の稼働に係る騒音について、予測地点を住宅等の分布状況を考慮し、地域を代表すると考えられる地点とするとし、評価の手法を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に規定された基準との整合が図られているかを検討するとしているが、予測地点は、予測地域の住居のうち、最も大きい影響を受けると考えられる住居を選定するとともに、評価に当たっては、工事期間が長期間にわたることから、騒音に係る環境基準との整合が図られているかを検討すること。
- 5 施設の稼働に係る騒音及び超低周波音の評価の手法について、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合が図られているかを検討するとしているが、当該基準は超低周波音を対象としていないため、超低周波音に係る適切な評価の手法を選定すること。
- 6 建設機械の稼働に係る振動について、予測地点を住宅等の分布状況を考慮し、地域を代表すると考えられる地点とするとし、評価の手法を「振動規制法」に基づく「特定建設作業の規制基準」に規定された規制基準との整合が図られているかを検討するとしているが、予測地点は、予測地域の住居のうち、最も大きい影響を受けると考えられる住居を選定するとともに、評価の手法については、当該基準は作業場所の敷地の境界線における基準であり、当該基準により予測地点となる住居における影響を評価することは適当ではないことから、適切な手法を選定すること。

- 7 対象事業実施区域に田子町水亦地区の集落が近接しており、施設の稼働による騒音及び超低周波音並びに風車の影が、住民の生活環境に対して重大な影響を及ぼすおそれがあることから、水平距離だけではなく、標高及び方角を十分勘案して調査、予測及び評価を行い、その結果、重大な影響が認められる場合には、本事業の位置、設備配置及び規模等を含めて再検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 8 対象事業実施区域の表層地質は主に火山性岩石であり、掘削土等が雨水と接することにより酸性水が発生し、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、地質に由来する酸性水の発生の有無について調査を行った上で、必要に応じて地形及び地質（地質）を環境影響評価項目に追加し、適切な手法により予測及び評価を行うこと。
- 9 本県側対象事業実施区域には、土石流危険渓流が存在している。当該土石流危険渓流における風力発電設備の設置により、土地の安定性に影響を及ぼすおそれがあることから、工事の実施における地形及び地質（土地の安定性）を環境影響評価項目として選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、その結果、重大な影響が認められる場合には、当該土石流危険渓流における事業の実施を回避すること。
- 10 事業の実施によるコウモリ類への影響について、専門家の意見を聴いた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 11 工所用資材等の搬出入に伴う車両の走行により、動物のロードキルが発生する可能性があることから、工所用資材等の搬出入に伴う動物への影響を環境影響評価項目として選定することについて検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 12 対象事業実施区域及びその周辺は、ハクチョウ類・ガン類の夜間渡りのルートとなっている可能性があることから、これらの鳥類に係る渡りの調査については、夜間を含めて実施すること。
- 13 工事の実施に伴い、濁水が発生し、ハナカジカの生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、ハナカジカの生息環境への影響を回避すること。
- 14 対象事業実施区域に近接する田子町水亦地区の集落からの景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、当該地区を日常の視点場に追加すること。
- 15 景観への影響について、冬季は樹林の影響が減少し、積雪の状態になる等、周囲背景の色彩が季節によって異なり、風車の見え方が変化することを考慮して調査、予測及び評価を行うこと。